

## 大阪市地域福祉推進指針に基づく各区の取組状況について

大阪市では、「市政改革プラン」の基本原則である「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)の考えのもと、大阪市域を単位とした1つの「大阪市地域福祉計画」を策定するのではなく、それぞれの区の特色ある地域福祉を推進するために、平成24年12月に「大阪市地域福祉推進指針」を策定し、現在は、各区が指針に基づいて、それぞれの区や地域の実情や特性に応じた地域福祉計画を策定するほか、地域課題の解決に向けた仕組みの再構築や様々な事業に取り組んでいる。

また、各区の計画策定の取組を支援するため、各区の担当者による「保健福祉事務研究協議会」を開催し、先駆的な取組を行っている区の事例発表や意見交換を通して、各区の取組を促進するよう情報の共有を図る。

### 各区の地域福祉計画等の策定状況について

平成25年3月に港区が「大阪市港区地域福祉計画」を全区に先駆けて策定したのを皮切りに、平成26年3月末現在、4区が「計画」またはそれに準ずるもの(「地域福祉ビジョン」等)を策定しています。また、策定に向けて具体的な作業を進めている区が3区、策定について検討中である区が17区となっている。

【策定済みの区】 4区(港区、東成区、平野区、淀川区)

【策定作業中の区】 3区(生野区、城東区、東住吉区)

【検討中の区】 17区

### 地域福祉の推進について

各区では、「地域福祉推進指針」や区が策定した「地域福祉計画」等に基づき、地域福祉の推進や地域課題の解決に向けた取組が進められている。たとえば港区では、港区社会福祉協議会と連携し、各地域とそれぞれ協議を重ね、地域ごとの「地域福祉活動計画」を平成26年3月に策定している。

また、福祉施策推進パイロット事業として、北区など複数の区では、地域福祉コーディネーターを配置し、要援護者のニーズ把握や、見守り活動等、地域における新たなつながり・支え合いの仕組みづくりを進めるなど、各区がそれぞれの区や地域の実情に応じた取組を行っている。

さらに、高齢者・障がい者・児童など、さまざまな福祉分野に関する課題について、区社会福祉協議会とも連携しながら、イベント等を通じて市民に対する普及啓発の取組も進められている。

福祉局においても、引き続き区や地域の実情に応じた各区独自の地域福祉計画の策定や取組を促進するよう、保健福祉事務研究協議会を平成26年度も開催すると共に、福祉施策推進パイロット事業につきましても、引き続き各区の自主性・主体性を基本としながら、企画立案・予算編成・事業実施に関して、福祉局から積極的に区の状況を把握し、区に対して情報提供を行っていく。